

# 長都駅前広場駐車場における有料化導入に向けた

## サウンディング型市場調査実施要領

### 1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、市が予定している事業の検討にあたって、民間事業者（企業・NPO法人等）から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施する調査です。

### 2 調査の目的

長都駅前広場駐車場は、長都駅利用者を対象とした無料駐車場ですが、不適切利用や受益者負担の原則から有料化へ移行したいと考えています。また、情報技術の進歩により民間駐車場においては、多様な駐車場サービスが提供されています。

このことから、当該施設における民間活力の活用や市民サービス向上等に資する管理運営や供用の在り方について、民間事業者の皆様からご意見を伺いたいと考えています。

### 3 調査対象施設の概要

	対象施設	収容台数
①	長都駅前広場西口駐車場	117台
②	長都駅前広場東口駐車場	64台

### 4 想定している料金体系

料金体系	○入場してから30分を経過するまで 無料 ○入場後30分を経過した時刻から1時間を経過するまでごと100円 ※ただし、1日につき400円程度を上限とする。 ○定期券（7,000円程度/月）
------	---

※上記料金体系はあくまで想定であり、本調査の結果により変更となる可能性があります。

## 5 実施スケジュール案

内 容	実施時期
対話実施の公表	令和5年6月28日（水）
対話参加の申込み	令和5年8月2日（水）まで ※質疑書の提出は、7月12日（水）まで
質疑書への回答	質疑書提出から概ね1週間以内（市ホームページ）
資料提出	対話実施の2週間前まで
対話の実施	令和5年8月28日（月）～9月1日（金）
結果の公表	令和5年9月下旬以降

## 6 対話までの流れ

### (1) 対象施設の見学（任意）【見学にあたっての条件】

- ・一般利用者の利用に支障が出ないように、注意してください。
- ・写真撮影は、自社資料にとどめることを条件に可能とします。
- ・見学範囲は、一般利用者が通常立ち入ることができる範囲までとします。

### (2) 対話参加の申込み（事前申込制）

別紙1「エントリーシート」に必要事項を記載し、Eメールに添付の上、期日までにご提出ください。受信した旨のメールを返信します。

オンラインを希望する場合は、その旨記載してください。

【申込期限】 令和5年8月2日（水）まで

### (3) 資料の提出

提案内容に関する資料（任意様式）を作成し、Eメールに添付の上、期日までにご提出ください。受信した旨のメールを返信します。

【提出期限】 対話実施の2週間前まで

### (4) 質疑書の提出

本実施要領に関して質疑がある場合は、別紙2「質疑書」に必要事項を記載し、Eメールに添付の上、期日までにご提出ください。なお、回答は質疑書の提出から概ね1週間以内に、市ホームページに掲載します。

【提出期限】 令和5年7月12日（水）まで

(5) 対話の実施

知的財産等保護の観点から、対話は個別に実施します。

【日時】令和5年8月28日（月）から9月1日（金）までの期間で、  
30分から60分程度（対話参加の申込み受付後、別途調整いたします）。

【場所】千歳市役所内の会議室を予定しております。

## 7 調査の概要

(1) 対象者

事業主体となる可能性がある団体又はそれらを構成員とするグループ等

(2) 施設の管理運営方法等に係る市の考え方

ア 現状

当該施設は、公共交通や自転車等を機軸としたJR長都駅利用者に向け広場内に整備したものです。

イ 課題について

現状では、駐車場内の不適切利用や冬季における除雪対応等の課題があると考えております。

ウ 今後の方向性について

受益者負担の原則や市民サービスの向上、施設の適切な維持管理を図るため、有料化による管理運営方法を取り入れたいと考えております。

(3) 提案の前提条件

ア 管理期間 5年以上（令和6年10月1日からを予定）

イ 事業スケジュール 令和5年度 サウンディング調査・条例改正

令和5年度 事業者選定

令和6年度 事業開始

## 8 対話内容

自らが管理運営の主体となることを前提とし、主に次の項目について、実現可能なご意見・ご提案をお願いいたします。

対話の際には、事前にご提出いただいた資料に沿ってご説明をお願いいたします。

その後、市側から質問をさせていただき形式で対話を実施いたします。

また、必要に応じて、対話実施後に追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただき場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

#### 【主な対話項目】

1 施設の管理運営方法に関すること	(1) 管理運営の条件（利用料金制等）について (2) 料金体系について (3) 支払方法について（電子マネーの導入等） (4) 駐車場内設備の設置について (5) 駐車場内外の防犯対策について (6) 自転車駐車場との一体的な管理について (7) 環境負荷の低減に係る取り組みについて (8) 自主事業等の実施について (9) 除雪等維持管理について
2 地域に貢献できる事業等に関すること	(1) 当該施設の特性や当市の地域性を活かしたサービスの提供について
3 懸念事項に関すること	(1) 管理運営に当たり、懸念する事項等について

#### 9 留意事項

##### (1) 対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らかの約束をするものではありません。

##### (2) 対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

##### (3) 実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容については、提案者に事前に確認を行います。

##### (4) 参加対象者について

①本調査の対象者は、駐車場の整備及び管理・運営に関心があり、当該事業を実施できる法人または法人のグループとします。なお、グループで参加する場合は、主た

る役割を担う代表者を1社選定するとともに、構成員全てを明らかにしてください。

②本調査の対象者は、以下の要件を満たす者とします。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げる恐れがないと認められる者。
- 国税及び地方税について滞納がないこと。

## 10 参考資料

### (1) 駐車場の施設平面図

## 11 問い合わせ先・申込み先

連絡先：千歳市建設部道路管理課管理係  
所在地：千歳市東雲町2丁目34番地  
電話番号：0123-24-3131  
FAX：0123-22-8853  
Eメール：dorokanri@city.chitose.lg.jp